

埼玉県埋蔵文化財事務処理要綱

	平成17年	3月25日	生涯学習文化財課長決裁
一部改正	平成20年	12月26日	生涯学習文化財課長決裁
一部改正	令和2年	7月3日	文化資源課長決裁
一部改正	令和2年	11月11日	文化資源課長決裁
一部改正	令和6年	6月7日	文化財・博物館課長決裁
一部改正	令和8年	3月24日	文化財・博物館課長決裁

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）、埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号。以下「条例」という。）及び埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則（昭和31年埼玉県教育委員会規則第5号。以下「規則」という。）に基づく土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）に係る事務について適正かつ円滑な処理を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 埋蔵文化財包蔵地

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第2条 埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）及び市町村の教育委員会は、法第95条第1項の規定により、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）について、その範囲や分布を記した地図（以下「遺跡分布地図」という。）及び周知の埋蔵文化財包蔵地の内容を記した台帳（以下「遺跡台帳」という。）を整備し、周知の徹底を図るものとする。

2 遺跡分布地図は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲や分布を地図上に実線で標示したものとし、遺跡台帳との照合のため遺跡番号等の註記を付したものとする。

3 遺跡台帳は、埼玉県埋蔵文化財包蔵地調査カード（第1号様式。以下「包蔵地調査カード」という。）を綴ったものとし、必要に応じて埼玉県埋蔵文化財包蔵地調査カード（変更増補）（第2号様式。以下「変更増補カード」という。）を増補するものとする。

4 県教育委員会及び市町村の教育委員会は、遺跡分布地図及び遺跡台帳について、常に同一の内容を共有するよう努めなければならない。

(遺跡分布地図及び遺跡台帳への登載手続)

第3条 県教育委員会が、新たに埋蔵文化財包蔵地の所在を把握し、若しくは周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲又は内容の変更を把握したときは、包蔵地調査カード又は変更増補カードを添えて速やかに当該埋蔵文化財包蔵地が所在する土地を管轄する市町村の教育委員会に通知し、遺跡分布地図及び遺跡台帳への登載を行うものとする。

- 2 市町村の教育委員会が、新たに埋蔵文化財包蔵地の所在を把握し、若しくは周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲又は内容の変更を把握したときは、包蔵地調査カード又は変更増補カードを添えて速やかに県教育委員会に報告し、遺跡分布地図及び遺跡台帳への登載を求めるものとする。
- 3 県教育委員会は、前項の規定による報告について、これを適切と認めるときは、遺跡分布地図及び遺跡台帳への登載を決定し、その旨を当該市町村の教育委員会に通知するものとする。
- 4 埼玉県埋蔵文化財インフォメーションシステムを利用した場合の手続については、別に定める。

(埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲)

第4条 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲については、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① おおむね中世までに属する遺跡は、原則として対象とする。
 - ② 近世に属する遺跡については、遺跡の種類及び遺跡の所在する地域の歴史的な特性を勘案した上で対象とすることができる。
 - ③ 近代及び現代に属する遺跡については、地域における産業又は都市形成の歴史の上で極めて重要で、地域の理解に欠くことができない遺跡等を対象とすることができる。
- 2 前項第2号又は第3号の規定による取扱いを行おうとするときは、県教育委員会及び当該遺跡が所在する土地を管轄する市町村の教育委員会はあらかじめ協議するものとする。

(埼玉県選定重要遺跡)

第5条 県教育委員会は、国指定の史跡若しくは県指定史跡又は旧跡以外の埋蔵文化財包蔵地である遺跡のうち、特に歴史上又は学術上価値が高いものを次の各号に掲げる基準により埼玉県選定重要遺跡（以下「重要遺跡」という。）に選定することができる。

- ① 各時代の性格を代表する遺跡
 - ② 形態、構造がよく保存されている遺跡
 - ③ 群として価値の高い遺跡
 - ④ 学術上の標識遺跡
 - ⑤ 地域的に特色ある遺跡
- 2 県教育委員会は、重要遺跡の選定又は選定の解除を行おうとするときは、当該遺跡が所在する土地を管轄する市町村の教育委員会の同意を得るものとする。
- 3 県教育委員会及び市町村の教育委員会は、重要遺跡について周知の徹底に努めるとともに、土木工事等の開発事業に対しては原則として事業計画から除外し現状で保存するよう指導するものとする。
- 4 重要遺跡の範囲内における開発事業計画を把握したときは、県教育委員会及び当該重要遺跡が所在する土地を管轄する市町村の教育委員会はその取扱いについて協議するものとする。ただし、発掘調査済みの土地、試掘の結果埋蔵文化財が発見されなかった土地、または掘削予定面積が狭小で発掘調査が困難で

ある工事のみが計画されている土地については、協議を要しないものとする。

第3章 埋蔵文化財に関する届出等

(埋蔵文化財に関する届出等の様式)

第6条 法第92条第1項の規定による届出は、埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第5号。以下「省令」という。）第1条の規定に基づき、第3号様式により行うものとする。

2 法第93条第1項による届出及び法第94条第1項の規定による通知は、省令第2条及び規則第28条の2の規定に基づき、第4号様式により行うものとする。

3 法第96条第1項による届出及び法第97条第1項の規定による通知は、省令第4条及び規則第28条の3の規定に基づき、第5号様式により行うものとする。

(添付書類)

第7条 法第92条第1項の規定による届出の添付書類は、省令第1条第2項各号に規定する書類のほか、次に掲げる事項を記載した発掘調査実施計画書、発掘調査工程表及び発掘作業の範囲を示した書類を加えるものとする。ただし、県又は市町村が埋蔵文化財の発掘調査のために設立した公益法人等にあつては、当該書類の添付を省略することができる。

- ① 発掘作業の概要（方法、手順等）
- ② 発掘調査の体制
- ③ 出土品等整理計画の概要（期間、場所等）
- ④ 報告書刊行予定時期

(発掘調査の主体者)

第8条 法第93条第2項の規定による指示又は法第94条第4項の規定による勧告に基づく埋蔵文化財の記録の作成を目的として、法第92条第1項の届出により施行される発掘調査の主体者は、次の各号の全てに該当する者でなければならない。

- ① 計画されている発掘調査全体を適切に行い、完了させることができ、かつ、発掘調査報告書を適切に作成できる専門的な能力を有している者であること。
- ② 発掘調査結果の評価及び公表、並びに遺跡及び出土品の保存及び活用を適切に図ることができる者であること。
- ③ 過去に調査主体となった遺跡の発掘調査報告書を適切に作成している者であること。

2 県教育委員会は、前項に係る適否を判断する参考とするため、発掘調査を施行しようとする者に対し、あらかじめ、発掘調査を実施する組織の概要及び沿革、代表者の履歴書、発掘調査実績等の資料の提出を求めることができる。

(発掘調査の担当者)

第9条 法第93条第2項の規定による指示又は法第94条第4項の規定による勧告に基づく埋蔵文化財の記録の作成を目的として、法第92条第1項の届出により施行される発掘調査の担当者は、次の各号の全てに該当する者でなければ

ばならない。

① 専門的知識及び技術の面で、調査の対象となる遺跡について発掘調査を実施するのに十分な能力と経験を有し、発掘調査の現場の作業を掌握して発掘調査の全工程を適切に進行させることができるとともに、発掘調査報告書を適切に作成できる者であること。

② 過去に発掘調査担当者となった遺跡の発掘調査報告書を適切に作成している者であること。

2 同一個人が調査期間の重複する複数の発掘調査の担当者となることは、調査対象地が近接するなど、全ての発掘調査が適切に遂行され得る場合を除き、原則として認めない。

3 県教育委員会は、前2項の規定に係る適否を判断する参考とするため、発掘調査の担当者となろうとする者に対し、あらかじめ、履歴書、発掘調査実績、他の発掘調査（出土品整理及び報告書作成作業を含む。）への従事の現況及び予定等の資料の提出を求めることができる。

（調査のための発掘に関する指示）

第10条 県教育委員会は、法第92条第1項の規定による届出の提出があった場合、当該埋蔵文化財包蔵地が所在する土地を管轄する市町村の教育委員会に必要な資料及び意見の提出を求めた上で、当該届出の内容を検討し、次に掲げる各号について指示するものとする。

① 報告書を提出すること。（報告書作成に長期間を要する場合は、発掘調査終了後6か月以内に調査結果の概要を記した書面を提出すること。）

② 発掘調査の期間、調査体制、調査内容等に変更があった場合は直ちに報告すること。

③ 発掘調査による出土品について、所轄警察署長に埋蔵物発見届を提出すること。

④ 発掘調査結果の整理・研究等のため出土品を一時保管する場合には、県教育委員会宛て埋蔵文化財保管証を提出すること。

⑤ その他必要な事項

2 前項の届出に係る発掘調査に関し、埋蔵文化財の保護上必要があると認められるときは、県教育委員会は当該発掘調査の体制及び方法等について是正を指示することができる。

（調査のための発掘に関する禁止命令等）

第11条 法第92条第2項の規定による発掘調査の禁止、停止又は中止を命ずる場合は、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認められるときで、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

① 発掘調査の主体者が当該発掘調査を適切に遂行し、完了させることができる能力を有していないと認められる場合

② 発掘調査の担当者が当該発掘調査を行うために必要な専門的知識及び技術を有していないと認められる場合

③ 当該発掘調査の方法が著しく適切さを欠くと認められる場合

④ 重要な遺構等が発見され、その保護のため、当該発掘調査を実施し、又は継続することが適当でないと認められる場合

2 県教育委員会は、前項の処分を行おうとするときは、法第154条の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

(土木工事等のための発掘及び遺跡の発見に関する指示又は勧告)

第12条 県教育委員会は、法第93条第1項及び法第96条第1項の規定による届出（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内における発掘又は発見に係るものを除く。）又は法第94条第1項及び法第97条第1項の規定による通知の提出があった場合、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき、当該埋蔵文化財包蔵地が所在する土地を管轄する市町村の教育委員会に必要な資料及び意見の提出を求めた上で、別に定める埼玉県埋蔵文化財発掘調査等取扱い基準により必要な指示又は勧告を行うものとする。

(遺跡の発見に関する停止命令等)

第13条 法第96条第2項若しくは第5項又は第7項の規定に基づく現状変更行為の停止若しくは禁止の命令又はそれらの期間の延長は、遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認められるときで、遺跡の現状を変更することとなるような行為が行われ、又は継続されるおそれがあると認められる場合とする。

2 県教育委員会は、前項の処分を行おうとするときは、法第154条の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

(埼玉県埋蔵文化財発掘調査積算基準)

第14条 埼玉県内で実施される法第93条第2項の規定による指示又は法第94条第4項の規定による勧告に基づく埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査について、その必要な方法、体制、期間及び経費について適切に決定するための指針として、別に定める埼玉県埋蔵文化財発掘調査積算基準を適用する。

(市町村による発掘調査の施行に係る通知)

第15条 県教育委員会は、法第99条第1項の規定により市町村が施行する発掘調査について、法第92条第1項の規定に基づく届出に準じた書面（第6号様式）による通知を求めるものとする。

第4章 出土品

(埋蔵物発見届等の提出)

第16条 発掘調査等で発見した埋蔵物については、当該埋蔵物が極めて多量若しくは重いものであるため、き損若しくは混交するおそれがあるため、又は学術的な整理が必要であるため当該埋蔵物を差し出すことができないときは、発見の日又は発掘調査等の終了の日から7日以内に所轄警察署長宛て埋蔵物発見届（第7号様式）を提出しなければならない。

2 法第99条第1項の規定による発掘調査により県教育委員会が文化財を発見した場合においては、前項の規定によらず、法第100条第2項の規定に基づき所轄警察署長宛て文化財発見認定通知（第8号様式）を提出するものとする。

(埋蔵物の鑑査及び文化財認定)

第17条 県教育委員会は、法第101条の規定により警察署長から提出された物件(指定都市等の区域内で発見されたものを除く。)について法第102条第1項の規定により鑑査し、その物件が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該物件を文化財と認定するものとする。

- ① 石器等旧石器時代に属するもの
- ② 土器、土偶、石器、木器等縄文時代に属するもの
- ③ 土器、石器、木器、金属器、ガラス製品等弥生時代に属するもの
- ④ 土師器、須恵器、埴輪、土製品、木製品、石製品、金属製品、ガラス製品等古墳時代に属するもの
- ⑤ 土師器、須恵器、陶磁器、瓦、貨幣、木簡、土製品、木製品、石製品、金属製品、ガラス製品等歴史時代に属するもの

2 法第99条第1項の規定による発掘調査により県教育委員会が発見した物件については、前項各号のいずれかに該当するものを文化財と認めるものとする。

(出土文化財の一時保管)

第18条 文化財と認められた埋蔵物(以下「出土文化財」という。)について、発掘調査に伴う整理及び報告書の作成等の理由により必要であると県教育委員会が認める場合には、発掘調査の主体者にその負担と責任においてこれを一時保管させることができる。

2 前項の場合においては、発掘調査の主体者は埋蔵文化財保管証(第9号様式)に次の書類を添えて県教育委員会に提出するものとする。

- ① 埋蔵物発見届の写し又は文化財発見認定通知の写し
- ② 拾得物預り書の写し

(県帰属出土文化財の管理)

第19条 法第105条第1項の規定により埼玉県に所有権が帰属した出土文化財(以下「県帰属出土文化財」という。)については、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第170条第6号の拾得等物品に分類するものとする。

2 拾得等物品出納簿及び出土文化財管理台帳(第10号様式)は、埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課長(以下「文化財・博物館課長」という。)が管理する。

(県帰属出土文化財の貸付)

第20条 県帰属出土文化財は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年埼玉県条例第16号)第8条の規定により無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。この場合において、文化財・博物館課長は次の各号の事項について検討した上で貸付けの決定を行うものとする。

- ① その目的が当該文化財の保存及び活用にとって適切であること。
- ② 当該文化財の輸送の方法、保管及び利用を行う施設及び設備、並びに利用又は陳列等の方法が適切であること。
- ③ 貸付けの期間中に当該出土文化財を取り扱う者が適切な知識及び技能を有

する者であること。

- 2 財務規則第183条及び第184条並びに前項に定めるもののほか、県帰属出土文化財の貸付に関し必要な事項は、文化財・博物館課長が定める。

(出土文化財の県保有)

- 第21条 規則第28条の4第1項の規定により県帰属出土文化財を埼玉県として保有したときは、財務規則第170条の2の規定により、拾得等物品から備品又は消耗品への分類替えの手続を行うものとする。

(県帰属出土文化財の譲与に際しての確認事項)

- 第22条 法第107条第1項の規定又は財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第7条第1号及び規則第28条の6の規定により、県帰属出土文化財の譲与を行おうとするときは、県教育委員会は、譲与を受けようとする者に対し次の各号の事項について確認するものとする。

- ① 当該文化財の発見者又は発見された土地の所有者の一方が譲与を受けようとする場合は、他方がその譲与を了承していること。
- ② 当該文化財の発見された土地を管轄する市町村(当該市町村が当該文化財の発見者又は発見された土地の所有者である場合を除く。)が譲与を受けようとする場合は、当該文化財の発見者及び発見された土地の所有者がその譲与を了承していること。
- ③ 当該文化財について、散逸又は劣化させることなく一括で適切に保存し、一般への公開を含む活用に対応できる適当な施設を自ら有する者若しくは適当な施設を有する者に譲与し、若しくは譲渡し、又は寄託することを予定していること。

(財務規則の規定に基づく譲与の手続)

- 第23条 県帰属出土文化財を譲与しようとする場合においては、財務規則第189条及び第190条の規定に基づき次の手続を経なければならない。

- ① 物品の不用決定
- ② 物品の譲与手続

(出土文化財評価員)

- 第24条 規則第28条の7に規定する出土文化財評価員(以下「評価員」という。)は、評価すべき物件に関して学識経験を有する者であつて、当該物件について直接利害関係のない者のうちから、物件ごとに3人以上5人以内を必要のつど県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が委嘱する。

- 2 評価員は、相互に協議して物件の価格を評価し、結果を教育長に文書で通知するものとする。
- 3 評価員に関する事務は、埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課において処理する。

(埼玉県出土品取扱い基準)

- 第25条 この要綱に定めるもののほか、出土文化財及び関連遺物等の取扱いの指針として、別に定める埼玉県出土品取扱い基準を適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 1 2 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 1 月 3 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 2 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。